

令和6年度
徳島市防災会議




令和7年2月13日（木）10時～

1 徳島市地域防災計画について

○災害対策基本法に基づく本市の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」や県が定める「徳島県地域防災計画」との整合を図りながら、徳島市防災会議が作成する。

○本計画は、本市の災害対策として実施する、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」等について対処すべき事項を定めたもの。

地域防災計画の修正

区分	審議事項	時期	構成	内容
国会	災害対策基本法等の防災関連法令の改正	都度	内閣府、衆参両院	中央防災会議の専門調査会等の検討を経て国会へ提出
	 <p>災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもので、最近の施策展開や関連する法令の改正を踏まえた修正や、近年の災害を踏まえた修正を行う。</p>			
中央防災会議	防災基本計画の修正	例年5月開催	内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成	内閣の重要政策に関する会議で、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等
	 <p>防災基本計画の修正や県の施策展開や関連する法令の改正、近年の災害等を踏まえ、県独自で修正を行う。 *中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置されるワーキンググループ等の内容も踏まえ見直し中。</p>			
県防災会議	地域防災計画の修正	例年1月開催	県知事をはじめとする全部局長、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成	地域の防災に関する計画を作成し、施策を推進
	 <p>防災基本計画や県地域防災計画の修正、近年の災害を踏まえ、市独自で修正を行う。</p>			
市防災会議	地域防災計画の修正	例年2月開催	市町村長をはじめとする全部局長、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成	地域の防災に関する計画を作成し、施策を推進

2 令和7年修正（案）について

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

① 被災地の情報収集及び進入方策

- ・ 災害対策車両等の充実（第5編_地震・津波災害応急対策など）
市及び関係機関は、災害対策用車両や救助資機材の整備を推進するものとする。その際、車両や資機材の小型・軽量化を考慮するなど、被災地の道路状況が悪い場合等も想定した車両・資機材の整備を図る。
- ・ 無人航空機や衛星インターネット等の活用（第3編第3章第3節第2_無線通信設備等の整備状況など）
ドローンや衛星インターネット「スターリンク」の活用促進
移動系防災行政無線のデジタル化

② 受援体制の強化（第3編第3章第2節第2_2受援体制の整備など）

応援職員等の宿泊場所等に活用可能なスペース等の把握

（具体的には）

旅館業協会等との防災協定締結など

③ 避難所運営（第3編第3章第7節_避難受入れ体制の整備など）

「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」や「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

- ・ パーテーション、段ボールベッド等の備蓄物資の充実
- ・ トイレカーの調達等による快適なトイレ設置
トイレカー保有事業者等との防災協定の締結や連携強化
- ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実
高齢者等の災害時要配慮者が、長期間の避難生活を余儀なくされる場合の福祉的な支援を充実し、災害関連死を防止

（具体的には）

福祉避難所への誘導、福祉ニーズの把握、生活上の支援、相談支援等

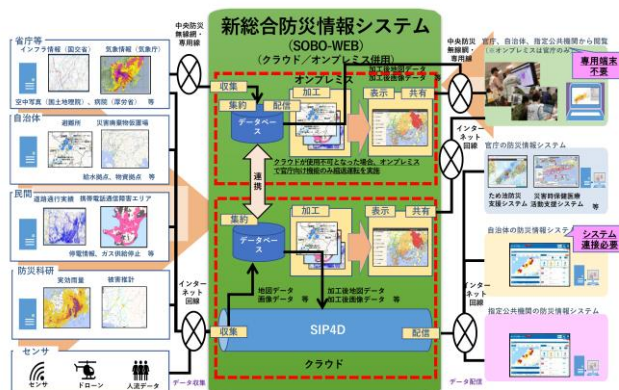
(2) 国の防災基本計画の修正に伴う取組み

① 新総合防災情報システムの運用開始（第3編第3章第3節 情報収集及び伝達体制の整備など）

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とは、国や地方自治体等で災害情報を地理空間情報として共有するシステム。

徳島市としても災害時に的確な支援を受けるため、災害情報のデータ共有に向けた取組を促進

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要図



② 水害対策の強化（第3章第2章第5節 水害の予防対策の推進など）

- ・ 道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
- ・ 道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、道路等の適切な維持管理に努める。

③ 緊急通行車両確認標章等の事前交付の普及（第3編第3章第6節 緊急輸送体制の整備など）

- ・ 輸送協定を締結した民間事業者等に対する緊急通行車両確認標章等の事前交付について普及を図る。

(3) 南海トラフ地震臨時情報に対する対応計画

概要は【次第4 報告「南海トラフ地震対策の課題と対応」】のとおり

4 今後の作業

- (1) 防災会議で付された意見を踏まえて、内容を再修正
- (2) 県知事へ報告（災害対策基本法第42条第5項）